平成２２年（フ）第６７４号
札幌市東区北41条東７丁目３番24―101号
債務者　大石　　純
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７１９号
札幌市中央区大通西15丁目３番地21　イルミネーション大通公園101号
債務者　久保　厚志
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７４８号
北海道千歳市弥生２丁目３番20号
債務者　阿部　泰丈
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８０１号
札幌市北区屯田５条２丁目９番７号
債務者　國井　　有
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８３１号
札幌市中央区北１条東６丁目10番地
債務者　川辺　　篤
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８６０号
札幌市清田区平岡公園東６丁目９番８号
債務者　加藤　幸芳
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８６２号
北海道江別市東野幌町１番地の９　サーム野幌駅916号室
債務者　古川　道子（旧姓樺沢・加藤）
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９４０号
札幌市手稲区前田７条12丁目３番６―303号
債務者　林　　洋輔
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８１号
盛岡市みたけ１丁目９番41号　ブルーメンコールＣ201号、旧住所岩手県宮古市近内第３地割47番地３
債務者　泉　　修一
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２０５号
岩手県紫波郡矢巾町大字岩清水第５地割42番地
債務者　細川　和枝
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２５号
山形県酒田市東泉町６丁目５番地の19、前住所山形県酒田市大字酒井新田字北割42番地の１
債務者　田村　　功
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第７７号
群馬県前橋市日吉町２丁目７番地14
債務者　舩木　和子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１２８号
群馬県前橋市大渡町１丁目20番地８
債務者　並木　洋一
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１２９号
群馬県伊勢崎市南千木町2630番地３
債務者　服部　洋一
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１４６号
群馬県前橋市上佐鳥町874番地１
債務者　土田　孝治
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１４７号
群馬県前橋市上佐鳥町874番地１
債務者　土田　妙子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１５１号
群馬県伊勢崎市宮子町3506番地15
債務者　吉井　　照
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
前橋地方裁判所